

かがわ園芸産地生産力強化対策事業 (園芸産地体制強化事業) 〔園芸作物主体の担い手を支援〕

● ニーズに対応した園芸作物（野菜、果樹、花き及び茶）の生産拡大に必要な機械施設の整備に要する事業費の1／3以内を助成します。

対象者

認定新規就農者、農地所有適格法人、営農集団（3戸以上）
及び農業協同組合等

対象となる整備内容

以下の取組みとし、1件あたりの整備費は原則50万円以上とする。

- ① 小規模土地基盤整備（かん排水施設、園地改良等）
- ② 栽培管理用機械施設（栽培温室、畝立て機、定植機、防除機等）
- ③ 有機物供給・土づくり機械施設（堆肥舎、堆肥運搬車等）
- ④ 集出荷・調整・貯蔵施設（選別機、予冷庫、予措・追熟施設等）

助成額

事業費の1／3以内、40%以内（市町補助が別に定める基準を満たす場合）

なお、目標年度において、作付面積の拡大、10a当たりの収量の増加、品質の向上等のうち、一つ以上の基準を達成している必要があります。

申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・市町農業担当課
- ・各農業改良普及センター